



認証マークの使用についての説明資料（認証マークの使用規定）

国際システム審査株式会社（略称 ISA）からマネジメントシステムの認証を受けると、認証マークを使用することが出来ます。但し、使い方には以下の制限があります。不明な点については ISA までお問い合わせ下さい。

主な注意点は以下の3点です。

1. 認証を受けた範囲内で用いることが出来る。（対象になった組織・活動についてのみということ）
2. 製品に認証マークを付けないこと。個々の製品が保証されていると誤解を与えるような方法を用いないこと。
3. CD-Rにて送付した認証マークの電子データ（以下、電子データと略す）は、保護及び漏洩防止のため、管理を確実にすること。（目的外の使用防止、不正使用防止、紛失・盗難の防止等）また、電子データを提供した下請負業者に、データの保護及び漏洩防止のための適切な管理を要求すること。

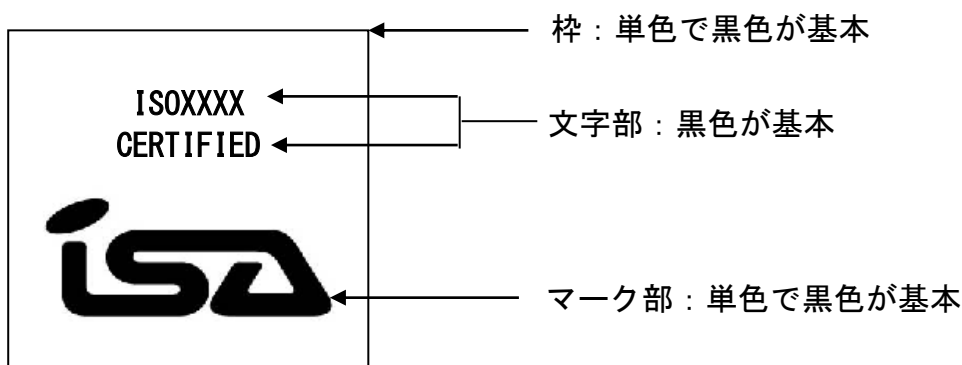
注記：電子データは、「印刷用」、「ウェブサイト用」で配布されます。印刷用は印刷に、ウェブサイト用はウェブサイトを使用すること。解像度を低くしないで使用すること。電子データは保存形式を変更しないこと。

具体的には以下の通りです。

認証マークは、登録されたマネジメントシステムに関する説明書や宣伝用資料等に付けることが出来ます。その他に組織の旗、車両等にも用いることが出来ます。

名刺に使用する場合には、認証を受けた対象範囲の業務に従事する者のみが使用できます。

4. ISA 認証マークについて



- 1) サブカラーとして、青色、灰色、金色、銀色の表示を認める。
上記以外の色を使用希望の場合は、ISAの許可をとること。
- 2) 認証マークを単色刷りの印刷物に使用する場合は、使用許可色に関わらず、認証マーク全体を、当該印刷で使用されている同一の色で表示してもよい。この場合、認証マーク全体を地色との明瞭な対比をもたせて表示しなければならない。また、この際には ISA



の許可は必要ないものとする。

- 3) 縮小、拡大してもよいが、縦と横の比率を変えないこと
- 4) 縮小する場合は認証マークの表示は各要素が明瞭に認識されると判断されるものでなければならない
- 5) 認証マークは個々の製品が認証されたと誤解されるのを防ぐため、製品それ自体、あるいは梱包に使用しないこと。
- 6) 認証の対象範囲は、登録証の付属書に記載された範囲です。そこに記載されていない組織や活動に使用してはいけません。認証を受けた範囲と受けていない範囲とが誤解されない方法で使用しなければなりません。
- 7) 有効期限を過ぎた場合、あるいは認証が取り消された場合は直ちに使用を中止せねばなりません。
- 8) 認証されたことを広告や出版物に載せるときは ISA によって認証されたことを記述すること。
- 9) 解像度を低くしないで使用すること。電子データは保存形式 (bmp 形式、jpg 形式) を変更しないこと。マークの一部のみ拡大縮小やマークの加工はしないこと。

本使用規定の運用状況は、審査等で確認します。誤って用いられている場合は、是正処置要求書が出されます。場合によっては、登録が取消されたり、損害賠償等が求められることがありますので十分注意して下さい。

(参考：認証マーク)



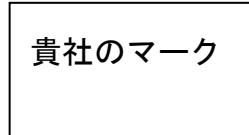
- 10) 下記のように、上記の認証マークを使わずに、認証を受けていることを表す方法もあります。

注) 製品の包装又は附帯情報に用いることの表明には、次の事項の引用を含んでください。(製品の包装とは、製品を分解したり、損傷せずに取り出しできるもの。附帯情報とは単独で入手できるもしくは容易取り外し可能なもの。)

・貴社の特定 (例：ブランド、名称)



- ・マネジメントシステムの種類（例：品質、環境、労働安全衛生）及び適用される規格
- ・証明書を発行した機関が ISA とわかること



ISOXXXX
No. ISA × × × ×（登録証書の番号です）

- 11) 貴社のマークを使用せず「ISOXXXX 認証取得」などの言葉のみの表現で認証を受けていることを表す方法もありますが、次のように登録証の番号を表示することで信用を高めることができます。

ISOXXXX 認証取得
No. ISA X X X（登録証の番号です）

- 12) 貴社のうち、部分的に認証を取得している場合、言葉のみの表現で認証を受けていることを表す際には、認証を受けている範囲、または認証を受けていない部分を明記しなければなりません。

ウェブサイトにおけるマーク等の使用

- (1) 電子データ：ウェブサイト用を使用し、加工・編集しないこと。
(配布した電子清刷：ウェブサイト用を、そのまま使用し、加工や編集をしないこと。)
- (2) 解像度を低くしないで使用すること。
- (3) 電子データの保存形式を変更しないこと。